

警察庁報告資料

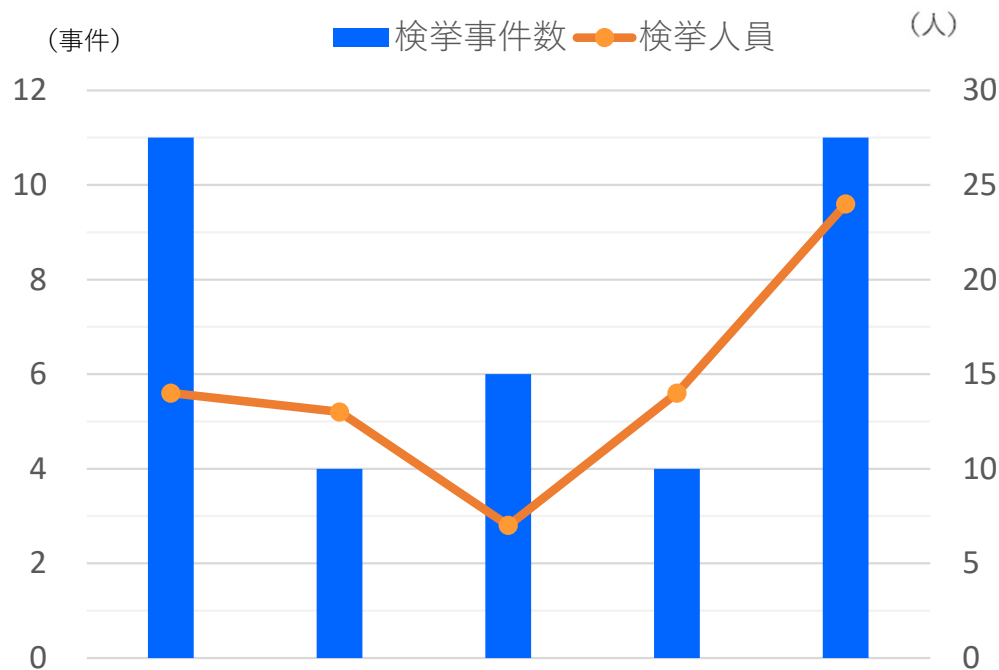
令和6年10月22日
生活安全局

食品の産地等偽装表示事犯の検挙状況について



警察庁

検挙状況の推移（過去5年）



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙事件数	11	4	6	4	11
検挙人員	14	13	7	14	24
検挙法人数	11	4	5	3	10

主な検挙事例

うなぎの加工販売等を営む会社役員の男は、令和5年5月及び同年10月、同社が経営する店舗において、外国産うなぎを使用するに当たり、同店舗駐車場に「三河産鰻使用店」と看板を設置し、メニュー表に「当店の鰻は三河産」等と表示するなどし、同店が使用するうなぎの原産地が「三河産」と誤認されるような表示をして、提供した。

令和6年4月、同男及び1法人を不正競争防止法違反で検挙した（愛知県）。

水産物の販売業の男は、令和5年2月ころ、同社の作業場において、兵庫県下の港で水揚げされた「かに」に取り付けられた原産地表記である水揚げ港等記載のタグを切り離し、原産地表記である「京都」「たいざガニ」等記載のタグを取り付けて、間人港で水揚げされた「間人ガニ」であるかのように表記し、原産地について誤認させるような表示をして、販売譲渡した。

令和6年4月、同男ら及び1法人を不正競争防止法違反等で検挙した（京都府）。